

令和 7 年度

事業計画書

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 3 1 日

岩手県農業共済組合

I 基本方針

国は、食料安全保障の確保などを基本理念に据えた改正食料・農業・農村基本法に基づく食料・農業・農村基本計画を示し、新たな基本理念の実現を図るため、「我が国の食料供給」「輸出の促進」「国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム」など5つの施策を、令和7年度からの初動5年間で農業の構造転換を集中的に実行するとしている。

農業保険については、同計画では、まず自然災害に備える農業経営の全国展開として「最近の災害による農業経営への影響や農業保険の効果を発信し、災害の備えとして農業保険の普及促進を図る」とし、更に具体的には「我が国の食料供給」の中で中長期的なセーフティネット対策として「経営体に対する収入保険への加入推進について、制度の持続性を確保しつつ、重点的に実施する」としたほか、収穫共済について中長期的には将来にわたって災害への備えとしての機能を発揮できるよう収入保険との関係も含め制度を抜本的に検討するとしている。

近年は、自然災害の頻発化・激甚化、農業生産資材価格の上昇、農業従事者の減少と高齢化、法人経営体数の増加、農地集約化など農業経営を巡る諸情勢が急速に変化している。

以上の情勢を踏まえNOSA I団体は、多様な動きが進む各地域の特性を踏まえた加入推進を通じて、農業経営安定のための基幹的なセーフティネットとしての農業保険を、農業の生産現場により深く浸透し、全ての農業者に提供するため、組織を挙げて取り組む必要がある。

本年度はNOSA Iの全国運動である「未来へつなぐ」サポート運動の3年目であり、「安心をすべての農家へ届けよう」を運動目標とし、「より身近に、より丁寧に、農家のもとへ」を行動スローガンに掲げ運動の目標達成に取り組むこととする。

1 総合性・地域性を踏まえた農業保険の加入推進

(1) 令和7年度総目標共済金額1兆2,024億円と収入保険加入推進目標4,317経営体の達成

- ① 組合員の農業経営安定のため補償の強化を図る。
- ② 農業者の「経営安定」「経営発展」「経営評価」に資する情報提供を通じて、農業経営の総合的な補償制度である収入保険制度への加入を強力に推し進める。

(2) 収入保険・農業共済の加入推進

加入推進優良事例(経営局長表彰受賞事例など)の実践を図るとともに、農業版BCP※1(事業継続計画)の活用を農業者に促し、リスク対応としての農業保険加入の重要性を説明する。

また、制度見直しが行われた場合は、その都度、見直し内容を農業者に周知するとともに、見直し内容を踏まえた加入推進を行う。

※1 BCP: Business Continuity Plan(ビジネスコンテュニティプラン)の略称で、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。(経済産業省)

① 収入保険の加入推進

行政やJA等関係機関と連携し、青色申告者の拡大を図る。

収入保険の加入資格を有する農業者については、幅広いリスクを補填し、補償水準が高い収入保険を優先して推進する。

野菜や工芸作物等、農業共済では対象外の品目については、地域の実態を踏まえ重点的推進を図る。

② 農業共済の加入推進

収穫共済については、白色申告者等へは農作物・畑作物・果樹共済を推進する。特に、水稻共済は、品質方式や白色申告者も加入できる全相殺方式を中心に、加入推進を図る。

園芸施設共済については、法改正後の制度見直しによる補償の充実等を農業者にPRし、戸数加入率の引き上げを図る。

家畜共済については、特に加入率の低い種豚・肉豚の加入拡大に努める。

任意共済のうち建物共済については、仕組み改善によって拡充された小損害実損填補特約を付帯した加入推進に努める。また、農機具共済では、農作業事故の注意喚起や、ロボット農機具などスマート農業の進展を踏まえた加入推進に努める。

収入保険の加入者についても、農業資産及び生活資産を総合的に補

償できるよう、園芸施設や建物・農機具等の資産共済への加入を勧める。

(3) 加入推進に係る行政及び関係団体との連携

農業保険による農業者経営の安定は、行政及びＪＡ等としても重要な課題となっている。農業保険の加入推進に当たっては、農業者情報の把握、青色申告者の拡大、農業者への農業保険制度の周知・説明並びにクロスコンプライアンス、掛金・保険料等の補助の実施を、農政及び農業生産に係る関係部署及び関係団体等に協力を求め、連携を図る。

(4) 加入者保護の対応方法

- ① 高齢者に対する加入推進時には、「高齢者に対する加入推進の基本方針」に則り、親族の同席を求めるなど、きめ細かな取り組みにより、農業者の意向確認を徹底する。
- ② 障害を理由とする「差別解消の推進に関する対応要領」及び「障害者等への合理的配慮の提供内規」を遵守し、加入者保護の観点から加入推進に取り組む。

2 人材育成と役職員の資質向上

(1) 役職員の資質向上

農業保険を適切に推進するため、役職員研修を計画的に実施する。特に収入保険については、作物ごとの政策など農政全般の知識のほか、税・農業簿記等の専門知識や農業経営改善への助言ができる職員が必要不可欠であることから、引き続き育成に取り組む。

また、農業者の経営の発展を支援し、地域経済の安定に貢献する組織の役職員としての意識醸成の環境づくりに取り組む。

(2) 人材育成及び人事評価

組織が期待する職能像に向けて、人事考課制度、職場内研修（ＯＪＴ）及び外部研修（ＯＦＦ－ＪＴ）等を組み合わせながら、中長期的な職員の育成に努める。また、職員個々の能力や実績等を把握し、適正なジョブローテーションをもって適材適所の人事配置を行う。

3 事業運営基盤の強化

(1) 組合の運営基盤の強化

将来にわたって安定的に事業運営が行えるよう、収入保険や農業共済の資産を把握し、両事業の計画的かつ総合的な加入推進を行う。

(2) 家畜診療所の運営基盤強化

ＮＯＳＡＩ団体の家畜診療所の役割である家畜共済制度の普及と併せ、本県の畜産・食料生産を支える家畜診療施設を開設する団体として、その

役割を果たしていくため、当組合家畜診療所経営の安定や地域の家畜診療獣医師の需給など運営全般に係る諸課題について、「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」に基づき、地域行政や畜産関連団体等の関係機関と連携し対応する。

(3) 組織体制の整備

目標の達成に向けて、組織のパフォーマンスを最大限発揮できるよう組織体制を整備する。その際、DX※2（デジタルトランスフォーメーション）の積極的活用を図る。また、業務継続計画（BCP）の策定を通じ、大災害時にも損害評価等の業務が適確に実行できるよう準備を整える。

農業保険システムのWeb化を進め、効率的事務処理体制を構築する。

※2 DX: Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略称で、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。（経済産業省ガイドライン）

(4) 共済部長等基礎組織構成員との連携強化等

共済部長等基礎組織構成員の活動しやすい環境づくりに努め、共済部長等の協力のもと、制度の周知や加入推進等を円滑に進める体制を構築する。高齢化等により共済部長等の確保が難しい地域においては、無保険者を出さないよう、加入推進等に係る代替手段を整備する。さらには、農村の地域政策における基礎組織の位置付けについても地域内で検討し、連携強化を図る。

(5) コンプライアンスの体制の一層の強化

農業者や国民に信頼される組織とするため、情報開示や説明責任の徹底、内部けん制機能の強化・確立等、コンプライアンスを踏まえた事業運営を徹底する。

4 広報・広聴活動の強化

(1) 広報戦略の確立と実践

目標の達成に向け、農業共済新聞を始めとする各種広報媒体の活用方針を明確にした広報戦略を再構築する。その上で、すべての役職員が広報の果たす役割を理解・共有し、事業推進や円滑な組織運営に向けた広報の位置付けを明確にし、実践する。

(2) 農業者との信頼関係を構築する広報活動の実践

農業者の経営発展に資する情報提供を通じて、農業者の制度への理解を深め、信頼される組織となるため、面談・訪問活動などを通して、不断の広報・広聴活動を実践するとともに、農業共済新聞や広報紙、ホームページなど各種広報媒体の特性を最大限に活用し、その拡充・強化を図る。

5 引受計画と実施方策

農業者の農業経営安定のための、基幹的なセーフティネットとしての機能を果たすことが重要なことから、事業ごとに推進方策を策定し推進するものとする。

(ア) 農作物共済

① 加入推進方策

ア 加入推進目標

品質方式（災害収入方式）や全相殺方式への方式移行の取り組みも含め、継続加入の確保と未加入者の解消を図るため、収入保険も含めた加入見込面積の目標を基幹センターごとに設定し加入推進を行う。

イ 品質方式（災害収入方式）・全相殺方式への移行の取り組み

青色申告を行っている農業者へは収入保険を優先的に勧める。農作物共済を選択する農業者には品質方式や全相殺方式を中心に勧め、補償割合、単位当たり共済金額の選択により掛金負担の軽減ができること、耕地ごとに補償ができる一筆半損特約を、掛金の試算を用いて説明し加入率の向上を図るとともに、農業者ニーズに応じた推進に努める。

ウ 加入推進の強化

加入推進期間を十分に確保し、継続加入から漏れた農業者全てに対する再推進並びに、加入申込書を提出しない農業者全てに対する個別訪問を実施する。

エ 制度内容の普及

- i 農業保険加入の重要性を認識してもらうために、農業版BCPの活用を農業者に促すとともに、最高補償割合である全相殺方式、品質方式及び災害収入共済方式への加入促進を図るため「リーフレット」や「農作物共済のあらまし」を全農家に配布し普及を図る。
- ii 農作物共済制度から収入保険制度に加入を切り替える場合の掛金等の取扱いについて丁寧に説明する。

② 引受けの適正化

ア 諸会議等の開催及び研修会等の受講

適正な引受実施のため担当職員を対象とした会議等の開催や、農林水産省主催の研修会の受講により、専門的知識の習得や職員の資質向上・平準化を図りコンプライアンス態勢の強化に努める。

イ 基準単収設定の適正化

- i 水稻 水稻収量等級改定要領に準じ必要に応じて、設定収量等級見直しや改正についての検討を行うとともに、新規需要米（飼料用

米)の基準単収設定補完のための実測調査等を実施し適切な引受けを図る。

- ii 麦 過去の出荷実績が得られる組合員はその実績値を基礎として基準単収を設定する。また、過去の実績が得られない場合は、耕地条件、肥培管理等の現地調査結果及び過去の被害実績を適用した適切な基準単収の設定を図る。

ウ 引受けの早期確定

- i 事務処理の適正化
 - a 加入申込書兼変更届出書の加入申込期間内の提出を図る。
 - b 責任開始前までに加入承諾、不承諾の決定を通知する。
 - c 正確な耕地情報の把握により引受けを早期確定する。
 - d 早期に加入承諾書兼共済掛金等払込通知書を発行し、共済掛金等の期限内の完全徴収を目指す。
 - e 責任期間中の収入保険移行者、期限内共済掛金等未納者の共済関係を解除する。
- ii 水稻については、市町村農業再生協議会や東北農政局岩手県拠点と連携し、水稻生産実施計画の変更内容との突合処理と加入承諾書兼共済掛金等払込通知書により組合員へ内容確認の実施を行い、引受変更の適正化と早期の引受確定を図る。
- iii 麦については、市町村農業再生協議会並びに J A 等関係団体との情報交換に努め作付面積の把握を行い、引受対象耕地の引受けと畑作物の直接支払交付金申請者等に係る単位当たり共済金額を適正に適用する。

③ 関係機関との連携

市町村農業再生協議会など関係機関との連携により、水稻生産実施計画書と水稻共済耕地等情報の一体化処理のための協議・検討と帳票出力処理を行い、継続的な一体化処理の実施による適正な引受けを図る。

(イ) 家畜共済

① 加入推進方策

ア 飼養計画に対する補償充実への取組み

死亡廃用共済と疾病傷害共済へのセット加入による補償の充実を図ることが必要であり、さらには、支払限度超過を避けるためにも期首引受けでの制度説明が重要となる。そのため、補償内容の提案に際しては、掛金に係る説明など制度について誤解を与えないよう正確かつ丁寧な説明を行う。

イ 関係機関・団体との連携による推進

行政、JA等との連携強化を図り、未加入農家の情報を得て、個別訪問により家畜共済の推進に努める。

ウ 飼養者リストの整備

役職員、関係機関、家畜診療所獣医師等から知り得た農業者情報の整備を進めるため、他の農業共済事業と情報共有し、総合的な顧客リストの整備を行う。

② 制度内容の普及

ア 定期的（基本的には10月1日現在）に農家の飼育頭数を調査し、共済資源の把握に努める。

イ 農業保険加入の重要性を認識してもらうために、農業版BCPの活用を農業者に促すとともに、農業者リストの整備を図り、農家ニーズに合った補償を提案し、効率的・効果的な推進を行う。

ウ 死亡廃用共済並びに疾病傷害共済の区分及び包括共済家畜区分等について、万全の補償となるよう農家経営体に合った加入推進に努める。

エ 大規模飼養農家及び養豚農家等の未加入農家に対して、事故除外方式等の加入推進を行い引受拡大に努める。

オ 期首・期中・期末調整及び収入保険への切り替え、廃業等による引受終了時の掛金等に徴収・還付が生じた場合は、迅速かつ適正な事務処理に努める。

カ 牛個体識別情報への異動等の通知を速やかに行うよう周知を図る。

③ 引受けの適正化

ア 期首・期中・期末時の異動頭数及び個体確認は、牛個体識別情報検索システム又は組合員等の帳簿その他の飼養管理の記録を利用して家畜の飼養頭数を効率的に確認することにより、家畜共済加入申込書兼継続加入通知書の記載内容を確認し、事務取扱要領に基づき適正に引受けする。

なお、牛の現地確認の際には、耳標による確認を励行し、飼養牛の個体把握が確実となるように努める。

イ 評価基準に基づく適正評価と家畜診療所との連携による提案型推進を継続加入時に行い、死亡廃用共済に係る付保割合並びに疾病傷害共済に係る選択割合（補償金額）の上限加入に努める。

ウ 組合員への家畜共済制度と収入保険制度の説明に努め、農業者の経営方針に沿った補償制度の選択について周知を図る。

④ 家畜共済未収掛金等の早期回収

家畜共済組合員等負担共済掛金等について、分納・期末調整による共

済掛金等が払込期限までに支払われなかった場合は、基幹センター、本所が連携し回収に努めるとともに、督促状により期限を指定して、事業規程等の定めるところにより延滞金を徴収する。

⑤ 諸会議等の開催及び研修会等の受講

適正な引受実施のために、担当職員を対象とした会議等の開催や、農林水産省主催の研修会の受講により、専門的知識の習得や職員の資質向上・平準化を図り、コンプライアンス態勢の強化に努める。

⑥ 関係機関・団体との連携強化

県（広域振興局）、市町村、J A等との連携・協調により、制度の普及啓発と資源情報の把握に努め、引受拡大を図る。

（ウ）果樹共済

① 加入推進方策

ア 加入推進目標

制度機能を果たせるよう、加入率向上を図るため、継続加入の確保と未加入者の解消を図り、加入率の向上が図られるよう収入保険も含めた加入見込面積の目標を設定し加入推進を行う。

イ 加入推進の強化

加入推進期間を十分に確保し、農業版BCPの活用を農業者に促すとともに、継続加入から漏れた農業者全てに対する再推進及び加入申込書を提出しない農業者全てに対する個別訪問等を実施する。

ウ 制度内容の普及

- i 制度内容を組合員等へ適切・的確に説明するため、制度普及リーフレットを作成し、加入推進などに活用する。
- ii 白色申告者が加入できる帳簿全相殺方式についてリーフレット等により周知する。

エ 引受率の向上対策

- i 有資格面積の調査を継続し、結果樹齢に達した樹種の完全引受を徹底する。
- ii 農家負担の公平性を説明するため、危険段階別共済掛金率を適用した保険設計書を活用した提案型推進により、収入保険への加入も含めた新規加入の促進を図る。
- iii 新品種については、農業研究センター、農業改良普及センター及びJ A等からの情報収集と栽培状況調査を行い、適時、標準収量表に追加し引受拡大を図る。

② 引受けの適正化

ア 諸会議等の開催及び研修会等の受講

適正な引受実施のために、担当職員を対象とした会議等の開催や、農林水産省主催の研修会の受講により、専門的知識の習得や職員の資質向上・平準化を図りコンプライアンス態勢の強化に努める。

イ システムの活用

樹園地管理システムを活用し、樹園地の樹種ごとの植栽状況を正確に把握できる植栽図を作成し、園地台帳の整備を図る。

ウ 事務処理の適正化

- i 加入申込書兼変更届出書の加入申込期間内の提出を図る。
- ii 責任開始前までに加入承諾、不承諾の決定を通知し、早期に加入承諾書兼共済掛金等払込通知書を発行し、共済掛金等の期限内完全徴収を目指す。
- iii 責任期間中の収入保険移行者、期限内共済掛金等未納者の共済関係を解除する。

③ 関係機関との連携強化

ア 果樹経営安定対策で設置されている果樹産地協議会の構成員として、関係機関と連携し植栽図の整備等により地域の果樹生産支援に協力する。

イ 果樹関係機関等が開催する各種会議・行事に参加し、制度の普及・定着に理解を得る。

(エ) 畑作物共済

① 加入推進方策

ア 加入推進目標

制度機能を果たせるよう、継続加入の確保と未加入者の解消を図り、加入率向上が図られるよう農業版BCPの活用を農業者に促すとともに、収入保険も含めた加入見込面積の目標を設定し加入推進を行う。

イ 全相殺方式への移行の取組み

推進に当たり青色申告を行っている農業者については収入保険を優先的に勧める。畑作物共済を選択する農業者には全相殺方式を中心として、補償割合、単位当たり共済金額の選択ができることから掛金の試算を用いて説明し、農業者ニーズに応じた推進に努める。

また、大豆については、白色申告者が加入できる帳簿全相殺方式について周知する。

ウ 加入推進の強化

加入推進期間を十分に確保し、継続加入から漏れた農業者全てに対する再推進及び、加入申込書を提出しない農業者全てに対する個別訪問等を実施する。

エ 制度内容の普及

- i 加入推進用リーフレット・重要事項説明書により制度の説明を行い、補償割合の高い方式等へ加入促進を図る。

また、大豆、そばの畑作物の直接支払交付金申請者等に係る単位当たり共済金額の選択について、十分な説明を行い、適正な引受けを図る。

- ii 収入保険制度については、農業者に対して畑作物共済制度及び既存制度から収入保険制度に加入を切り替える場合の掛金等の取扱いについて丁寧に説明する。

② 引受けの適正化

ア 諸会議等の開催及び研修会等の受講

適正な引受実施のために、担当職員を対象とした会議等の開催や、農林水産省主催の研修会の受講により、専門的知識の習得や職員の資質向上・平準化を図り、コンプライアンス態勢の強化に努める。

イ 事務処理の適正化

- i 加入申込書兼変更届出書の加入申込期間内の提出を図る。
- ii 共済責任期間の開始（発芽）前までの加入承諾書の発行と現地確認及び播種確認を実施する。
- iii 共済掛金等払込通知書兼内容通知書を早期に発行し、共済掛金等の期限内の完全徴収を目指す。
- iv 責任期間中の収入保険移行者、期限内共済掛金等未納者の共済関係を解除する。

ウ 基準単収設定の適正化

- i 大豆については、過去の出荷実績が得られる組合員へは、その実績値を基礎として基準単収を設定することとし、過去の実績が得られない場合は、耕地条件、肥培管理等現地確認結果及び過去の被害実績を反映した基準単収の設定による適切な引受けを図る。
- ii ホップ・そば（全相殺方式）は、過去5か年の出荷実績から中庸3か年の実績を用いた基準単収の設定とする。

エ 引受けの除外

- i 耕地条件・肥培管理の内容を的確に把握し、通常の肥培管理が行われないことにより基準収穫量の設定が困難であることや、共済事故

の発生が確実に見込まれること等に該当する耕地については、引受除外の措置を講じる。

- ii 栽培実績のない品種及び極晩生種の栽培不適格地域（通常の収穫期に収穫できない）での引受けは除外する。

③ 関係団体との連携

ア 市町村農業再生協議会などの関係機関・団体との情報交換に努め、畑作物の直接支払交付金申請者及び申請予定者の生産数量目標の作付面積の把握、引受対象耕地の完全引受と単位当たり共済金額を適正に適用し引受けを行う。

イ ホップについては、ホップ農協・生産組合との事務委託契約により完全引受けを図る。

（オ）園芸施設共済

① 加入推進方策

ア 加入推進目標

加入率の向上を図るため、継続加入の確保と未加入者の解消に努め、有資格調査に基づいた目標設定と新規加入推進を行う。

イ 顧客リストの整備

関係機関と連携し農業保険の顧客リストの整備を行い、収入保険及び他の共済事業とセットで効率的な加入推進体制となるよう加入推進時期を設定する。顧客リストは、JAやその他の農業関係団体等の会議に出席、説明し関係機関及び基礎組織等へ情報の提供を依頼し、随時更新を行い効率的な加入推進に努める。

ウ 制度内容の普及

- i 近年の自然災害による被害状況のチラシやリーフレットを利用し、農業版BCPの活用を農業者に促すとともに、加入者へ適切な説明を行い普及拡大に努める。
- ii 組合員に対し各種特約を含めた制度の趣旨が正しく理解されるよう、個別訪問による加入推進時や引受時に、共済掛金や共済金額等を提示しながら補償内容について正確な説明に努める。
- iii 適正な引受評価額の設定と最高補償割合が選択されるように促す。
- iv 関係機関との説明会の開催にあたっては、効果的な加入推進を行うため有資格者及び未加入理由の分析により、関係機関と連携し施設区分及び内作物の品目を特定し、収入保険制度と併せ説明を行う。また、制度の改正点、及び近年の自然災害による被害状況等、リスクの啓発と補償内容等について説明する。

エ 引受拡大

- i 有資格棟数調査により整備した顧客リストを活用し、有資格農業者及び未加入農家に対し個別訪問により引受拡大を図る。
- ii 加入漏れ等を防ぐため、全ての未加入者を対象に個別訪問などによる加入推進を実施し、制度の改正点を踏まえながら工夫した加入推進活動を展開する。
- iii 集団加入に係る継続漏れの防止や未加入者との接点強化のため、J Aの生産部会及び農家に対して、集団加入による共済掛金及び一斉加入受付による事務費賦課金の割引措置などの周知を行い、新規加入者の獲得に努める。
- iv 市町村間の引受率格差を是正するため、引受率低位の市町村の底上げを図る。
- v 農業保険の顧客リストを基にすべての有資格者に対する加入推進用リーフレットの配布、個別訪問やJ A生産部会等での制度説明の実施により推進を進める。さらに、拡充された復旧費用特約・付保割合追加特約・小損害不填補1万円特約に加え、従来の撤去費用を付帯することによる補償の充実を図る。
- vi 関係機関並びにJ Aの生産部会等の会議等に参加して新規就農者の情報・新規事業及び増設棟等の情報を収集し、制度の周知及び積極的な情報交換を行う。

特に、園芸施設共済を含む損害保険への加入を要件付けされている補助事業対象者については、関係機関等からの情報提供を受け、園芸施設共済制度の加入に結び付けるよう努める。
- vii 園芸施設販売業者等に対し、農家へのチラシ配布や加入の働きかけを依頼する。

② 引受けの適正化

ア 諸会議等の開催及び研修会等の受講

適正な引受実施のため、担当職員を対象とした会議の開催と、農林水産省主催の研修会の受講により、専門的知識の習得や職員の資質向上・平準化を図りコンプライアンス態勢の強化に努める。

イ 事務処理の適正化

園芸施設の現地確認及び組合員からの聞き取り調査により、適正な引受評価に努める。

③ 関係機関との連携強化

県、市町村、J Aなど関係機関、生産部会及び農業改良普及センターなどの協力を得ながら制度の普及・定着を図るため、各種会議及び部会等に

積極的に参加する。

(カ) 建物・農機具共済（保管中農産物補償共済含む）

① 加入推進方策

ア 加入推進目標

全国運動「未来へつなぐ」サポート運動と連動した運動目標「安心をすべての農家に届けよう」と連携し、資源量の把握と補償ニーズを踏まえた提案型推進による補償の充実、継続的な加入による安定的な補償、未加入農家及び未加入物件に対し、地域の実情に応じた方策で推進を図り、農業経営の安定を支援する。

イ 顧客リストの整備

補償の充実を図るため、農業保険加入者所有の建物（農機具）の実態把握を目的とした資源量調査及び調査結果を基にした顧客リスト整備を行う。

ウ 基礎組織との連携

- i 共済部長の自主的、積極的な取組みに対する支援をするため、共済部長が推進活動等を行いやすい環境づくりに努める。
- ii 共済部長等基礎組織との連携した推進を基本とし、未加入農家や未加入物件及び低額加入者の情報収集を行い、情報の共有化により効率的・効果的な推進体制に努める。
- iii 高齢化等により共済部長のなり手がいない地区においては、郵送対応や職員による推進など地区の実情に応じた推進を図る。

エ 制度内容の普及

- i 収入保険や保管中農産物補償共済を含めた建物・農機具共済との一体的な推進を行うため、加入推進用リーフレット等を活用して個別訪問推進時又は共済部長会議等において共済制度の仕組みの周知に努める。
- ii 組合員に対し制度の改正点やその趣旨が正しく理解されるよう、個別訪問による加入推進時に、共済掛金や共済金額、補償内容等を丁寧な説明により正確に伝え制度の周知に努める。

オ 加入推進

- i 未加入農家及び未加入物件の把握に努めるとともに、農業保険に加入している組合員の未加入物件、低額加入物件を対象とした役職員による推進を図る。
- ii 農家の補償ニーズに即した提案型推進の実行により、補償の拡充と未継続の解消に努める。

- iii 建物共済において加入者の補償充実を図るため、自然災害を対象とした総合共済への推進や臨時費用担保特約を付帯した提案型推進により普及拡大を図る。
 - a 令和7年度目標棟数に対し、臨時費用担保特約の付帯率10%を目標に推進する。
 - b 臨時費用担保特約10%の補償割合を基本とした推進をする。
- iv 仕組み改善により拡充された小損害実損填補特約50万円への変更と、加入割合の低い加入者へ新規付帯の推進を図る。
- v 継続加入率の向上を図るため自動継続特約を付帯した推進を行う。
- vi 農機具共済において、安定的な農業経営を支援する観点から個々の機種に対し新調達価額（同一性能等を有する農機具の新規取得価額をいう。）への満額加入の加入推進を図る。

② 引受けの適正化

ア 加入資格審査の実施

- i 「建物・農機具共済（単独加入者）引受適正化等要領」により新規申込みまたは更新の都度、加入資格審査を厳正に行うとともに、組合員資格審査取組状況を定期的に検証し、引受けの適正化に努める。
- ii 確認が必要な場合、棟（機種）毎に目視確認を行うことに努める。

イ 諸会議等の開催及び研修会等の受講

適正な引受実施のため、担当職員を対象とした会議の開催と、NOSA協会主催の研修会等の受講により、専門的知識の習得や職員の資質向上・平準化を図りコンプライアンス態勢の強化に努める。

③ 農機具販売店等との連携強化

全農機商連加盟の農機具販売店との連携により、農機具共済リーフレット等の設置や、農機具購入者の情報収集等を図りながら一層の加入促進を図る。

（キ）家畜診療所

① 家畜診療所の安定経営

- ア 適正な獣医療の提供及び家畜診療所の効率的、安定的運営を図る。
- イ 家畜共済担当部署との連携により、家畜共済制度の普及と損害防止指導に努め、家畜共済事業の安定運営に努める。
- ウ 家畜診療費等の適正な徴収により、家畜診療所の安定運営を図る。
特に未収家畜診療費等の回収にあたっては、家畜診療所運営規則等の定めにより厳正に対処する。

② 関係団体との連携

関係機関と連携し特定家畜伝染病防疫措置へ協力する。

(ク) 収入保険

① 加入推進方針

N O S A I 全国連目標の17万経営体達成に向けた組合目標を達成するため、農業経営体個々への収入保険制度の周知徹底を図り、新規経営体加入獲得に努めるとともに、継続を希望しない経営体については、ニーズに合わせた補償内容を提案し継続加入につなげる。

また、行政やJ A等の関係機関と連携を密にし、加入拡大が進むよう加入推進に努める。その際、農林水産省が措置する「収入保険加入支援事業」を積極的に活用し青色申告等の説明会を開催するほか、加入サポート活動を実施する。

② 具体的取組

ア 普及・加入サポート活動

収入保険加入支援事業において設置した「岩手県農業保険加入推進協議会」の機能を最大限活用し、関係機関の協力を得て、農業経営体に対する収入保険制度の普及・加入サポート活動に取り組む。

イ 組織内の担当者のスキルアップ

- i 普及・加入サポート活動の実施のため、収入保険制度についての知識・理解を深め、また加入推進の平準化など、組織全体のスキルアップを図る。
- ii 農業に関する税務・会計の知識習得のため、農業簿記の資格取得を支援する。

ウ 外部機関との連携

- i リスクに強い産地を形成するため、管内J Aの生産部会等（野菜・果樹・花き等の集団出荷を行っている地域の生産部会）、認定農業者協議会、その他農業を営む者が構成員となっている集団と連携を図る。
- ii 県内の各J A（青色申告会含む）、税理士事務所（税理士法人含む）と再委託契約を締結することにより事務処理の効率化を図る。

③ 広報活動の展開

ア メディアの活用

- i テレビ・ラジオCM、組合広報紙、農業共済新聞によるPRを積極的に行い、収入保険制度の普及拡大に努める。
- ii 関係機関の協力のもと、パンフレット・チラシ等の配布・設置を行

い、収入保険制度の普及拡大に努める。

④ 顧客リストの整備

ア 加入推進履歴の管理

加入推進状況（訪問記録、未加入者情報等）を随時管理し、顧客リストの充実を図る。

イ 加入資格者の把握管理

- i 農家訪問の際、聞き取りにより農業者の税務申告方法を確認し、有資格者の把握に努める。
- ii 税理士(税理士法人)の協力のもと、青色申告に関する説明会を開催し、加入資格者の拡大に努める。

6 損害評価適正化の方策

損害評価技術の向上と適正評価を目的に、基幹センター等ごとに損害評価講習会を開催し、損害評価の重要性についての認識を高め、適正な損害評価に万全を期すこととする。

(ア) 農作物共済

① 被害申告と損害評価の適正化

ア 損害評価員の評価眼の統一、評価技術の向上を図るため、損害評価員会議、損害評価講習会を開催し地域間の均衡が図られた適正・公平な損害評価を実施する。

イ 事故発生通知及び被害申告は、組合広報紙等を通じて適期適切に行われるよう組合員への周知徹底を図る。

また、半相殺方式の農家申告抜取調査は、全ての被害申告耕地に係る見込収量の通知を受けることになっているので、適正な申告が行われるよう併せてその旨を周知する。

ウ 関係機関等の指導助言により適期に損害評価を行うとともに、被害申告筆数に応じた適正な評価地区（班）編成を行い、適正かつ効率的な実施とする。

エ 評価精度向上を図るため標準耕地の設置、抜取調査における実測調査点数を適正に取り入れた損害評価を行うものとする。

オ 栽培管理・肥培管理等が不適切なため生じた損害については、分割評価を実施し、組合員間に不公平が生じないように適正に対応する。

カ 半相殺方式を除く、一筆半損特約に係る損害評価は目視により判定するので、判定の目安となるハンドブック等を利用し適正な損害評価に努める。

② 共済金の早期支払い

- ア 現地評価終了後は関係機関との連絡協調、指導助言を得て、損害評価取りまとめや、事務処理の正確かつ迅速化を図り、被害が判然としているものについては、「共済金の仮渡し」を実施するとともに、農家経営の安定に資するため共済金の早期支払いに努める。
- イ 乾燥調製施設等管理者から施設計量結果、売渡数量、出荷数量の提供を受ける場合、早期に提供が受けられるよう調整を行う。また、自家保有とする収穫量の把握についても早期に確定させる。
- ウ 被害申告のあった組合員で支払対象とならない場合には必ず、その旨の通知と適切な説明を行う。

(イ) 家畜共済

損害評価の適正化について、家畜共済担当課長等会議、家畜診療所管理職会議及び実務者会議において、事務取扱要領等に基づき適正な損害評価の事務処理の実施及び確認を徹底し、迅速な事務処理と共済金の早期支払いに努める。特に、事務処理の効率化のため、画像による事故確認を推進する。

また、組合員へ制度内容について十分な説明を行い、指定獣医師及び加入組合員への理解のもと適時・適正に対応する。

① 死廃事故

- ア 事故発生通知及び異動通知は適時・適正に行うよう、組合広報紙等を活用して組合員に周知する。
- イ 事故家畜の現地または画像による確認を徹底し、確認時の異動記録簿の確認並びに牛個体識別情報検索システムを活用して、有資格頭数と引受台帳の照合を厳正に実施する。
- ウ 死廃事故確認は、要領及び廃用認定指針に基づき厳正に実施する。また、共済金支払いとならなかった事故に対して、その旨を組合員に通知する。
- エ 遠隔地加入者の損害認定について画像確認を積極的に推進し事務の効率化を進める。
- オ 免責適用の周知徹底と厳正な運用に努める。
- カ 支払限度率の適用と適正な損害評価による共済金の早期支払いに努める。
- キ 損害認定準則による「基準単価」を定め、厳正に適用する。

② 病傷事故

- ア 共済事故発生簿と提出診断書の照合を確実に実施する。

イ 事故発生通知と診断書の遅延提出へは免責を実施し、遅延理由書の徴求を徹底する。

なお、診断書の提出遅延が著しい獣医師に対しては、早期提出への理解と協力を求めるなど注意喚起を行う。

ウ 病傷事故共済金代理受領委任状等に基づく病傷事故共済金支払いについて、診断書との照合等を厳正に行う。

エ 病傷事故診断書等の10%以上の現地確認調査を計画的に毎月行い、病傷事故診断書に記載された診療が実際に行われたことの確認を徹底する。

オ 病傷事故給付基準を遵守し、適正給付を徹底する。

(ウ) 果樹共済

① 被害申告と損害評価の適正化

ア 評価技術の資質向上、評価眼の統一を図るため、損害評価講習会を開催し、地域間の均衡が図られた適正・公平な損害評価を実施する。

イ 被害申告の迅速かつ的確な届出がなされるよう、組合広報紙等で組合員に周知する。

また、半相殺減収総合方式の農家申告抜取調査は、全ての被害申告樹園地に係る見込み収量の通知を受けることになっているので、適正な申告が行われるよう併せてその旨を周知する。

ウ 基準収穫量は、共済目的・引受方式ごとに設定時期、樹園地の調査、設定指数並びに損害評価実績を勘案し、適正に設定する。

エ 共済目的・引受方式ごとに共済事故発生時に被害概況の把握を行い、適時に損害評価を実施するとともに、調査結果の検証を行い、見込収穫（見込減収）量の適正把握を行う。また、保険金請求となる異常災害も踏まえ、被害樹園地、無被害樹園地等の写真記録の管理及び共済事故内容の分析について徹底する。

オ 栽培管理・肥培管理等が不適切なため生じた損害については、分割評価を適用し、組合員間の不公平が生じないよう適正に対応する。

カ 被害が広範囲に及ぶことがあるため、樹園地管理システムを活用した樹園地植栽図の活用を基に、評価班の事前編成及び職員研修会を開催し、迅速に対応できる損害評価体制を確立する。

キ 東北農政局岩手県拠点、農業改良普及センター及びＪＡ等と連携し、災害発生状況の把握と情報の共有化を図り、適正な損害評価を実施する。

② 共済金の早期支払い

- ア 現地損害評価終了後は、共済金の早期支払いのため、損害評価事務処理の正確かつ迅速化に努めるとともに農家経営の安定に資するため、「共済金の仮渡し」も踏まえ、当初評価高の早期の取りまとめと早期の支払いに努める。
- イ 被害申告のあった組合員で支払対象とならない場合には必ず、その旨の通知と適切な説明を行う。

(エ) 畑作物共済

① 被害申告と損害評価の適正化

- ア 評価技術の資質向上を図るため、損害評価講習会を開催し、地域間の均衡が図られた適正・公平な損害評価を実施する。
- イ 事故発生通知及び被害申告は、組合広報紙等を通じて適期に適切・的確に行われるよう組合員への周知徹底を図る。
また、大豆の半相殺方式の農家申告抜取調査は、全ての被害申告耕地に係る見込み収量の通知を受けることになっているので、適正な申告が行われるよう併せてその旨を周知する。
- ウ 被害実態に即した損害評価体制を早期に整え、地域間の均衡が取られた公平な損害評価を実施する。
- エ 栽培管理・肥培管理等が不適切なため生じた損害については、分割評価を適用し、組合員間の不公平が生じないように適正に対応する。
- オ ホップ及びそばについては、概況調査や見回り調査を実施し、共済事故の確認と分割の有無について確認を行う。

② 共済金の早期支払い

- ア 現地損害評価終了後は関係機関との連絡協調、指導助言を得て損害評価の取りまとめや事務処理の正確かつ迅速化を図り、農家経営の安定に資するため、被害が判然としているものについては、「共済金の仮渡し」を実施するとともに、当初評価高を早期に取りまとめ共済金の早期支払いに努める。
- イ 乾燥調製施設等管理者から施設計量結果、売渡数量、出荷数量の提供を受ける場合、早期に提供が受けられるよう事前の調整を行う。また、自家保有とする収穫量の把握についても早期に確定させる。
- ウ 被害申告のあった組合員で支払対象とならない場合には必ず、その旨の通知と適切な説明を行う。

(オ) 園芸施設共済

① 被害申告と損害評価の適正化

- ア 被害申告漏れを無くすため、組合広報紙やラジオCM等を通じて被害申告の周知徹底を図る。
- イ 災害発生の都度、早期に事故状況や損害発生状況等の正確な把握が、適時・適切な共済金の支払いを行う上で不可欠なことから、適正な損害額を算出するための研修等を開催し、損害評価者の評価眼の統一を図る。
- ウ 制度改正に伴い、共済事故による全損被害の場合、組合員が撮影した画像を活用する損害評価方法の適切な普及と運用に努める。
- エ 大災害発生時には、「園芸施設共済大規模災害損害評価対策要領」に基づき損害評価体制を構築する。迅速かつ適切な評価を実施するため、職員を対象とする研修会を開催し、人材育成及び損害評価技術の向上に努める。
- オ 施設内農作物の損害評価の技術向上と評価眼の統一を図るため、損害評価員会議において、損害評価員からの意見・助言により損害評価技術の習得の向上に努める。
- カ 施設内農作物の共済事故は、発生の都度、事故状況や損害発生状況等の早期かつ正確な把握が、適時・適切な共済金の支払いを行う上で不可欠なことから、農業研究センター及び農業改良普及センターとの連携により適正な損害評価を行う。

② 共済金の早期支払い

- ア 現地評価終了後は、共済金の早期支払いをするため、評価事務処理の正確かつ迅速化に努め、損害評価書を早期に取りまとめを行う。
- イ 被害申告のあった組合員で支払対象とならない場合には必ず、その旨の通知と適切な説明を行う。

(カ) 建物・農機具共済（保管中農産物補償共済含む）

① 損害発生通知と損害評価の適正化

- ア 迅速、適正な損害評価を実施するため、組合広報紙や農業共済新聞、テレビ・ラジオCM等を活用して、早期事故発生通知の報告及び損害防止に対する周知に努める。
- イ 大規模災害等発生時には、「任意共済大規模災害損害評価対策要領」に基づき損害評価体制を構築する。そのために、全国・東北地区等で開催する損害評価講習会において研鑽を図るとともに、職員を対象とする研修会等を開催し、人材育成及び損害評価技術の向上に努める。ま

た、自然災害等により広域災害が発生し、他県等より損害評価支援要請があった場合、職員を派遣し対応を行う。

② 共済金の早期支払い

ア 損害評価は、早期に事故状況や損害発生状況等の正確な把握が、適時・適切な共済金支払いを行う上で不可欠なことから、加入者に対し迅速な事故発生通知報告の周知徹底を図るとともに、遅延となっている案件については、遅延内容等の原因を分析しそれを踏まえた改善策を講じる。

また、加入者に対し事故に係る必要書類等の早期提出を求めるため、制度内容等の適切な説明により理解を得ながら早期支払いに努める。

イ 重複する保険契約物件にあっては、他共済（保険）等との情報共有等により共済金の早期支払いに努める。

ウ 内部けん制を機能させ、正確な事務処理を行うことで共済金の過誤払等が生じないように、適切な内部管理体制の確立に努める。

7 損害防止事業の実施計画

（ア）農作物共済

水稻・麦の被害を未然に防ぐことに重点をおき、災害発生の場合はその被害を最小限に抑えるため、市町村・J A・農業改良普及センター等関係機関と一体となった損害防止を図る。また、ポジティブリスト制度に準拠した農薬の飛散防止措置の指導を図る。

① 損害防止事業の実施

近年多発している獣害対策に重点を置いた損害防止事業（有害鳥獣駆除）により、損害の未然防止に努める。

② 関係団体との連携

関係機関等との連携の強化を図り、防除組織等への指導に努める。

③ 損害防止事業の検討

被害低減のための効果的・効率的な運営の検討を行う。

（イ）家畜共済

損害防止事業については、予算の範囲内で事業を展開する。

家畜診療所と連携し、事故要因の分析に基づき特定損害防止事業を効果的に実施し、事故率の低減及び畜産経営の支援に努めるとともに、損害防止技術研修情報の発信等により、畜産技術の普及啓発並びに損害防止技術の向上を図る。

① 特定損害防止事業

ア 国が指定する特定疾病について重点的に事業を展開し、事故率の低減及び生産性向上に資する。

イ より効果的な事業運営とするため、費用対効果を検証し翌年度の事業計画に反映する。

② その他の損害防止

病傷事故診療時等を通じた、指定獣医師による指定契約に基づく事故防止の指導と、家畜診療所獣医師による損害防止指導により、家畜共済事故の発生防止に努める。

(ウ) 果樹共済

気象情報、病虫害発生予察等を的確に把握し、関係機関等と連絡を密にし、組合員への情報提供と、基幹センターの実情に合わせ加入農家及び生産組合等による生産活動の支援に努める。

(エ) 畑作物共済

気象情報、病虫害発生予察等を的確に把握し、関係機関等と連絡を密にし、組合員への情報提供と、基幹センターの実情に合わせ加入農家及び生産組合等による生産活動の支援に努める。

8 執行体制の整備

(ア) 理事会、監事会及び内部監査体制

① 理事会

法令等遵守を業務運営上の最重要課題とし、業務執行の意思決定と指導監督を行うため、年最大11回の理事会を開催し、ガバナンス（内部統制）の強化を図る。

② 監事会

組合の健全な運営を期するため、監査方針及び監査計画に基づき、定時監査を年2回実施し、監査の実効性を高め、機能の強化を図る。また、臨時監査を必要に応じて実施する。

③ 内部監査

内部監査規則に基づき組合長の命により監査室長が統括して内部監査を実施する。指摘されている事項の再発防止を図るため、監査方法・内容を随時検討し、より実効性のある監査とする。

(イ) 事務執行体制

① 執行体制

組合長、副組合長、統括理事、参事、本所4部、1室、2基幹センター、2基幹家畜診療所の執行体制により、事業運営の総合的な企画・調整・指導機能の強化を図るとともに、職員個々の自覚と業務遂行・経常経費の削減に対する意識改革を促し、ムダ・ムラ・ムリを排除した効率的な業務執行を行う。

② 共済部長の設置及び職務

共済部長は、各集落に推薦依頼し、組合との連絡、事業の推進及び被害申告の取りまとめ等の連絡業務を行い、農業保険制度の普及に努める。

③ 基礎組織（地区協議会等）の育成

基幹センター管内の各地区に設置している地区協議会等との連携強化のため、研修等によって制度の知識向上を図りながら、基礎組織（地区協議会等）の育成に努め、事業の引受拡大につなげる。

④ 職制及び職員の配置計画

ア 本所、基幹センターの機能分担を明確にし、事業量に応じた適切な職員数を配置するとともに、事務処理の合理化・効率化に努めつつ、農家ニーズに的確に対応できるよう、職員の意思統一を図るものとして次の会議を開催する。

- i 企画会議（基幹センター部長以上及び本所課長等以上）
- ii 管理職会議（基幹センターごと及び本所の課長等以上）
- iii 担当者会議（担当職員）

イ 地区担当を配置し、推進体制の強化を図るとともに、その責任を明確にする。

⑤ 役職員研修等の体制及び計画

ア コンプライアンス態勢の確立、経営マインドの醸成等、NOSA I 団体役職員に課せられた使命を全うしつつ、農業保険のプロフェッショナル及び農業経営改善のアドバイザーとして、組合員の負託に応えるため積極的に農林水産省、NOSA I 協会等の主催する各種研修会へ参加する。

イ 組合主催のコンプライアンス研修、事業推進等のための研修など実効性のある研修体系を構築する。なお、研修形式については、適宜リモート形式も併用して実施する。

⑥ リスク管理体制強化への取組み

ア 資産管理の適切性に関するリスク（信用リスク・市場リスク・流動性リスク）及び業務の適切性に関するリスク（共済引受リスク・事務リス

ク) について、リスク管理基本方針・管理規程に基づき、リスク管理態勢の強化とリスク管理業務の適正な執行(リスクの評価・モニタリング等)を行い、リスク・コントロール等、リスク管理の高度化を図る。

イ 「農業共済団体非常災害対応指針」に基づき策定した業務継続計画(BCP)について、役職員に対し計画内容の周知を徹底し、連絡体制の確認、地震・津波等の非常災害及び経験したことのない災害を想定した訓練を本所、基幹センターごとに行い、計画の実効性を確保する。また、広域災害時の損害評価について、迅速に対応するため、職員の損害評価技術の研鑽(建物・園芸施設)と損害評価体制の整備を図る。

9 予算統制の方策

(ア) 予算執行方針

- ① 効率的な予算執行を図るため、予算執行計画を定め計画的な執行を行う。
- ② 予算執行状況を毎月把握し、予算執行計画との差異・進捗状況等进行分析し、分析結果等を含め予算執行状況を回付し、執行の効率化・経費節減について、意識向上を図る。

(イ) 予算執行計画の変更

第3四半期終了後に、次の項目を検討し当初予算と執行実績との差異、執行見込等を把握し、必要な場合は予算変更を行う。

- ① 執行時期の遅滞の有無
- ② 予算額と執行額との差異の原因(積算基礎の妥当性・予算執行の効率化)
- ③ 事業未実施等による未執行予算の有無(計上の必要性)
- ④ 経費節減を行える項目の有無(次年度予算への反映)

10 「農業共済団体に対する監督指針」(令和5年3月改正)における実施体制の改善計画

令和9年度を改善の目標年度として、以下の課題について、総務・事業委員会等において検討・協議を行っていくこととする。

(ア) 役員体制等

① 役員定数(理事)の見直し

組合員数の将来見通しにより、令和9年6月の改選に向け理事定数を

見直す。

② 女性役員の登用

組合運営に女性の参画を促進する方策、仕組みづくりについて検討し、令和9年6月の改選時には登用を行う。

③ 総代定数の見直し

概ね組合員300人に1人の割合とし、令和9年5月の改選期に向け総代定数を見直す。

(イ) 加入推進体制等

① 組合員との接点維持

地域課による広範囲なエリアにおける組合員との接点維持を図ることとする。

② 農業保険重点推進事項の関係機関との連携強化

農業保険の活用促進、加入拡大に向け、農業保険加入推進協議会の定期開催による関係機関等と連携強化による効果的な推進体制の整備を図る。

③ 共済関係者のなり手不足、共済部長等の不在地区への対応

ア 基礎組織の再編の検討と、地域集落の集約を図り、職員と関係者の接点維持が継続できる体制を整備する。

イ 営農組織（法人）との接点強化を目的とした体制を整備する。

ウ 共済部長と損害評価員の兼務化を図るなど地域実情を考慮した委嘱方法を検討する。

エ 共済部長不在地区の組合員に対する情報提供、推進方法について検討する。

(ウ) 法令遵守態勢

① 共済掛金等の現金集金の削減

金融機関での窓口収納のほかに、コンビニエンスストア等での収納による組合員の利便性を維持しながら、口座振替を推進し、現金の取り扱いを行わないよう取り組むとともに、現金集金の廃止も検討する。

② コンプライアンス態勢の強化

役職員対象のコンプライアンス研修の実施やコンプライアンス・プログラムの確実な実施と併せて、コンプライアンス態勢強化のためのプログラムの見直しを適宜図っていくこととする。

③ 内部監査担当者の選出

独立した内部監査部署を設置し、内部監査担当者を選出する。

④ 担当職員の資質向上

内部監査機能充実の観点から担当職員への研修を開催し、資質の向上を図る。

(エ) 効率的な運営の推進（業務の合理化・効率化対策）

① 業務の合理化・効率化への取り組み

ア 合理化・効率化の検証を実施し、人員配置、業務内容など改善を要する事項の洗い出しにより改善を実施する。

イ 農林水産省共通申請サービスの活用を促進するための体制整備の検討と利用促進を図るため、賦課単価の見直しを検討する。

② 営業所の配置

営業所の機能、役割を検証した上で縮小、廃止も含め検討する。

③ デジタル技術を活用した業務見直し

令和7年度から稼働する業務管理システム等を活用した、労務管理をはじめとする総務関連業務の集約に取り組む。また、組合員の加入情報や訪問記録等を電子化し共有することにより、効率的な業務運営を図る。同時に、テレワークなどの新しい労働環境への対応を進める。

④ 適正な職員配置

業務内容の合理化・効率化の検証により、最低限必要とされる職員数を検討し、採用計画は適時見直すとともに、多様な人材確保の観点から経験者採用を含めた人員確保を検討する。

⑤ 家畜診療所の運営改善

適正規模による運営継続のための抜本的運営体制の再構築を、職員の労働環境整備と収支改善の観点から検討し、実施する。

併せて、地域の獣医療提供体制整備に関する諸課題については、「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」に基づき、地域行政や畜産関連団体等、関係機関と連携し対応する。

以上を適正に、かつ効果的に進めるために、役職員による正しい認識に基づく外部への情報提供と働きかけを推進する。

引続き、合理化・効率化の実践に加え、新たに策定した実施体制の改善計画により、将来にわたり安定的に組合運営、事業実施のできる体制としていく。

Ⅱ 令和７年度事業計画書

１．共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

区 分	組合員数 人	農 作 物 共 済	
		水 稻	麦
区域内の概数	60,710	5,085,700	357,660
前年度引受実績	57,014	2,302,094	135,915
本年度引受計画	56,320	2,382,970	122,370
本年度引受予定率	92.8%	46.9%	34.2%

区 分	家 畜 共 済 (死亡廃用共済)									
	搾乳牛 頭	育成乳牛 頭	繁殖用雌牛 頭	育成・肥育牛 頭	繁殖用雌馬 頭	育成・肥育馬 頭	種 豚 頭	肉用種 種雄牛 頭	種雄馬 頭	肉 豚 頭
区域内の概数	36,919		76,893			316	42,704	38	8	353,314
前年度引受実績	27,740	22,575	25,226	79,767	140	113	11,413	35	9	128,824
本年度引受計画	23,863	18,686	22,436	71,025	125	106	10,780	35	7	109,607
本年度引受予定率	64.6%	50.6%	29.2%	92.4%	39.6%	33.5%	25.2%	92.1%	87.5%	31.0%

区 分	家 畜 共 済 (疾病傷害共済)					
	乳用牛 頭	肉用牛 頭	一般馬 頭	種 豚 頭	肉用種 種雄牛 頭	種雄馬 頭
区域内の概数	36,919	76,893	316	42,704	38	4
前年度引受実績	34,434	60,532	238	0	35	
本年度引受計画	31,935	57,774	212	0	35	4
本年度引受予定率	86.5%	75.1%	67.1%	0.0%	92.1%	100.0%

区 分	果 樹 共 済		畑 作 物 共 済		
	りんご a	ぶどう a	大豆 a	ホップ a	そば a
区域内の概数	110,415	11,619	438,487	3,610	155,014
前年度引受実績	15,266	1,291	131,186	1,616	30,310
本年度引受計画	15,170	900	120,270	1,766	29,790
本年度引受予定率	13.7%	7.7%	27.4%	48.9%	19.2%

区 分	園 芸 施 設 共 済							
	ガラス室	プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス						
	Ⅱ 類 棟	Ⅰ 類 棟	Ⅱ 類 棟	Ⅲ 類 棟	Ⅳ類甲 棟	Ⅳ類乙 棟	Ⅴ 類 棟	Ⅵ 類 棟
区域内の概数	2	13	22,714	7	108	57	13	1,061
前年度引受実績	1	13	18,120	3	89	39	10	746
本年度引受計画	1	12	17,170	3	91	43	12	728
本年度引受予定率	50.0%	92.3%	75.6%	42.9%	84.3%	75.4%	92.3%	68.6%

区 分	任 意 共 済		
	建 物 棟	農機具 台	保管中 農産物補償 口
区域内の概数	105,460	53,380	－
前年度引受実績	92,388	24,564	10
本年度引受計画	88,738	23,807	16
本年度引受予定率	84.1%	44.6%	－

〔受託業務〕

区分	収入保険 経営体
区域内の概数	10,487
前年度引受実績	4,199
本年度引受計画	4,317
本年度引受予定率	41.2%

注●区域内の概数

組合員数は、センター報告による。

水稻は生産目安の面積換算と作付けの動向等を基に推計し、麦・大豆は水稻生産目安と転作の動向を基に推計した面積、ホップはホップ農協の作付け予定面積、そばは農林水産統計調査から推計した面積による。

果樹は、センター調査による有資格面積、家畜・園芸施設・建物・農機具共済は、センター調査による。

収入保険は令和２年青色申告者数、2020年農林業センサスより推計。

●本年度引受計画

センターと協議した数値

２．農業共済事業の規模

（１）農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

共済目的 項 目			引 受		共済金額 千円	共 済 掛	
			単 位	本年度予定	前年度実績	A 総 額 千円	B 国庫負担金 千円
農 作 物	水 稲	半 相 殺 方 式	a kg	1,984,589 76,083,564	1,920,670 73,847,558	14,072,407	123,074 61,537
		全 相 殺 方 式	a kg	215,520 9,208,647	204,467 8,709,459	1,171,165	14,272 7,136
		地域インデックス方式	a kg	29,893 1,487,233	29,496 1,468,636	285,666	1,415 707
		品 質 方 式	a	152,968	147,462	1,243,755	17,436 8,718
		小 計	a kg	2,382,970 86,779,444	2,302,094 84,025,653	16,772,993	156,197 78,098
	麦	半 相 殺 方 式	a kg	530 7,526	546 9,590	344	16 9
		全 相 殺 方 式	a kg	35,520 808,664	37,204 856,512	20,774	1,057 550
		地域インデックス方式	a kg	1,500 34,020	1,552 34,936	544	2 1
		災 害 収 入 方 式	a	84,820	96,613	292,428	20,651 10,920
		小 計	a kg	122,370 850,210	135,915 901,038	314,090	21,726 11,480
		計	a kg	2,505,340 87,629,654	2,438,009 84,926,691	17,087,083	177,923 89,578
家 畜	死 亡 廃 用 共 済	搾乳牛	頭	23,863	27,740	3,950,807	142,570 71,285
		育成乳牛	頭	18,686	22,575	2,415,266	15,424 7,712
		繁殖用雌牛	頭	22,436	25,226	6,031,301	116,165 43,079
		育成・肥育牛	頭	71,025	79,767	17,716,679	223,036 111,517
		繁殖用雌馬	頭	125	140	69,866	2,938 1,469
		育成・肥育馬	頭	106	113	51,414	1,116 558
		種豚	頭	10,780	11,413	567,387	740 296
		肉用種種雄牛	頭	35	35	9,400	668 334
		種雄馬	頭	7	9	4,199	352 176
		肉豚	頭	109,607	128,824	1,404,754	19,791 7,916
		小計	頭	256,670	295,842	32,221,073	522,800 244,342
	疾 病 傷 害 共 済	乳用牛	頭	31,935	34,434	465,365	247,164 123,582
		肉用牛	頭	57,774	60,532	665,618	362,236 181,117
		一般馬	頭	212	238	3,395	1,878 939
		種豚	頭	0	0	0	0 0
		肉用種種雄牛	頭	35	35	1,550	106 53
		種雄馬	頭	4	9	98	32 16
		小計	頭	89,960	95,248	1,136,026	611,416 305,707
		計	頭	346,630	391,090	33,357,099	1,134,216 550,049

※面積はa単位（小数点第1位を四捨五入）で表記しておりますので、合計値と一致しない場合がありますが、ご了承願います。

金	D	E	F	収 入	単位当たり
C 農家負担金 千円	保険料 千円	交付(納入)保険料 (B - D) 千円	手持共済掛金 (A - D) 千円	賦課金 千円	共済金額
61,537	77,640	△ 16,103	45,434	52,219	kg当たり 水稻 主食用米 194円 飼料用米 27円 米粉用米 66円
7,136	6,736	400	7,536		
708	638	69	777		
8,718	7,935	783	9,501		小麦 対象申請者（課税） 145円 （免税） 152円
78,099	92,949	△ 14,851	63,248		対象申請者以外 17円 種子用 435円
7	2	7	14	1,709	
507	78	472	979		
1	2	△ 1	0		大麦 対象申請者（課税） 101円 （免税） 107円
9,731	3,338	7,582	17,313		対象申請者以外 16円 種子用 200円
10,246	3,420	8,060	18,306		
88,345	96,369	△ 6,791	81,554	53,928	
71,285	71	71,214	142,499	108,830	1頭当たり 166千円
7,712	8	7,704	15,416		129千円
73,086	43	43,036	116,122		269千円
111,519	64	111,453	222,972		249千円
1,469	1	1,468	2,937		559千円
558	1	557	1,115		485千円
444	0	296	740		53千円
334	0	334	668		269千円
176	0	176	352		600千円
11,875	8	7,908	19,783		13千円
278,458	196	244,146	522,604		
123,582	124	123,458	247,040		1頭当たり 15千円
181,119	28	181,089	362,208		12千円
939	0	939	1,878		16千円
0	0	0	0		0千円
53	0	53	106		44千円
16	0	16	32		25千円
305,709	152	305,555	611,264	47,495	
584,167	348	549,701	1,133,868	156,325	

項 目			引 受			共済金額 千円	共 済 掛		
			単位	本年度 予 定	前年度 実 績		A 総 額 千円	B 国庫負担金 千円	
共済目的									
果 樹	り ん ご	全相殺減収方式	a	71	71	2,854	122	61	
		半相殺 減収総合短縮方式	a	15,099	15,195	376,564	14,010	7,005	
		地域インデックス方式	a	0	0	0	0	0	
		小 計	a	15,170	15,266	379,418	14,132	7,066	
	ぶ ど う	全相殺 減収方式	a	0	175	0	0	0	
		半相殺 減収総合一般方式	a	900	1,095	18,489	525	262	
		半相殺 減収総合短縮方式	a	0	21	0	0	0	
		地域インデックス方式	a	0	0	0	0	0	
		小 計	a	900	1,291	18,489	525	262	
		計	a	16,070	16,557	397,907	14,657	7,328	
畑 作 物	大 豆	半相殺方式	a kg	16,709 158,021	17,052 157,182	28,159	381	209	
		全相殺方式	a kg	103,133 1,075,399	114,056 1,218,247	173,936	8,025	4,414	
		地域インデックス方式	a kg	428 6,452	78 1,721	1,321	18	10	
		小 計	a kg	120,270 1,239,872	131,186 1,377,150	203,416	8,424	4,633	
	ホ ッ プ		a kg	1,766 25,634	1,616 22,649	65,367	1,314	723	
	そ ば	全相殺方式	a kg	28,704 127,716	29,020 127,773	29,919	1,778	978	
		地域インデックス方式	a kg	1,086 5,502	1,290 6,479	2,243	109	60	
		小 計	a kg	29,790 133,218	30,310 134,252	32,162	1,887	1,038	
		計	a kg	151,826 1,398,724	163,112 1,534,051	300,945	11,625	6,394	
	園 芸 施 設	ガラス室	Ⅱ 類	棟	1	1	4,000	6	3
		プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス	Ⅰ 類	棟	12	13	89,000	457	228
			Ⅱ 類	棟	17,170	18,120	7,003,350	113,309	56,654
Ⅲ 類			棟	3	3	7,350	171	85	
Ⅳ 類（甲）			棟	91	89	706,500	2,891	1,445	
Ⅳ 類（乙）			棟	43	39	469,500	2,437	1,218	
Ⅴ 類			棟	12	10	46,800	277	138	
Ⅵ 類			棟	728	746	271,500	3,460	1,730	
小 計		棟	18,059	19,020	8,594,000	123,002	61,498		
計		棟	18,060	19,021	8,598,000	123,008	61,501		
合 計						59,741,034	1,461,429	714,850	

金	D	E	F	収 入	単位当たり
C 農家負担金 千円	保険料 千円	交付(納入)保険料 (B - D) 千円	手持共済掛金 (A - D) 千円	賦課金 千円	共済金額
61	39	22	83		kg当たり りんご
7,005	3,861	3,144	10,149		早生1群 178円 2群 132円 中生3群 192円 4群 116円 晩生5群 434円 6群 202円 7群 149円
0	0	0	0	1,212	
7,066	3,900	3,166	10,232		ぶどう 早生1群 459円 中生2群 685円 3群 278円 4群 235円 晩生5群 1,597円 6群 912円 7群 278円 8群 216円
0	0	0	0		
263	187	75	338		
0	0	0	0		
0	0	0	0		
263	187	75	338	72	
7,329	4,087	3,241	10,570	1,284	
172	125	84	256		kg当たり 大豆 1類 対象申請者(課税) 300円 (免税) 306円 交付申請者以外 139円 種子用 514円 3類 382円
3,611	3,016	1,398	5,009		
8	7	3	11		
3,791	3,148	1,485	5,276	2,196	
591	447	276	867	283	ホップ 2,550円
800	673	305	1,105		そば 対象申請者(課税) 542円 (免税) 561円 交付申請者以外 171円
49	64	△ 4	45		
849	737	301	1,150	530	
5,231	4,332	2,062	7,293	3,009	
3	0	3	6	1	1棟当たり 4,000千円
229	3	225	454	11	7,417千円
56,655	12,541	44,113	100,768	12,493	408千円
86	44	41	127	3	2,450千円
1,446	559	886	2,332	98	7,764千円
1,219	730	488	1,707	58	10,919千円
139	58	80	219	8	3,900千円
1,730	592	1,138	2,868	378	373千円
61,504	14,527	46,971	108,475	13,049	
61,507	14,527	46,974	108,481	13,050	
746,579	119,663	595,187	1,341,766	227,596	

(2) 任意共済事業の規模

項 目 共済目的				引 受			共 済 金 額 千円	共
				単 位	本年度予定	前年度実績		総 額 千円
保 険 関 係	建 物	総 合		棟	12,164	12,703	74,192,000	247,578
		火 災		棟	76,574	79,685	990,129,000	1,071,914
	小 計				88,738	92,388	1,064,321,000	1,319,492
	農 機 具	損 害	総合	台	21,186	21,950	73,762,350	283,853
			火災	台	2,621	2,614	4,600,650	5,525
	小 計				23,807	24,564	78,363,000	289,378
	保管中農産物補償			口	16	10	16,000	56
	合 計						1,142,700,000	1,608,926
再共済割合 地震等以外				30%	地震等	50%		

済 掛 金		B	C	D	1 棟(台)
A	事務費賦課金	再共済掛金	再共済手数料	手持共済掛金	当たり
共済掛金	千円	千円	千円	A-(B+C)	共済金額
					千円
179,803	67,775	90,953	21,214	110,064	6,099
589,570	482,344	321,574	130,232	398,228	12,930
769,373	550,119	412,527	151,446	508,292	
165,616	118,237			165,616	3,482
3,223	2,302			3,223	1,755
168,839	120,539			168,839	
39	17	42			
938,251	670,675	412,569	151,446	677,131	
再共済手数料率 火災共済 40.50% 総合共済23.32%					